

# 川越市教育委員会第4回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 令和3年7月26日 午後1時
- 3 閉 会 令和3年7月26日 午後1時55分
- 4 教育長並びに出席した委員 新保正俊、梶川牧子、長谷川 均、嶋野道弘、佐久間佳枝
- 5 欠席委員 なし
- 6 教育長の職務を行った者 教育長新保正俊
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長長岡聡司、学校教育部長梶田英司、学校教育部副部長兼教育指導課長長田茂樹、教育総務部参事兼教育総務課長佐藤利貞、教育総務部参事兼中央公民館長荷田 晋、教育総務部参事兼博物館長大澤 健、学校教育部参事兼教育センター所長岡島一恵、文化財保護課長田中敦子

## 8 前回会議録の承認

令和2年度第16回定例会会議録を承認した。なお、令和3年度第1回定例会会議録、第2回定例会会議録及び第3回定例会会議録については、現在、調整中であり、次回会議において承認することになった。

## 9 議題及び議事の概要

### 日程第1議案第19号 令和4年度使用中学校社会（歴史的分野）教科用図書の採択をすることについて

副部長兼教育指導課長

株式会社自由社の「新しい歴史教科書」については、検定審査不合格の決定の通知に係る再申請により、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなった。これに伴い、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第6条第3号により採択替えが可能となったところである。採択替えの判断主体は採択権者となり、採択替えの該当教科は、中学校社会科の歴史的分野である。教育委員会第3回定例会における協議の結果を踏まえ、事務局としては、採択替えは行わず、自由社の教科用図書については、今後研究を進めていきたいと考える。

採択替えを行わない理由としては3点ある。1点目は、生徒への支障である。令和2年度に採択された教科用図書を使用し学んでいる生徒の学びの連続性を止めてしまう可能性がある。2点目は、教員への支障である。学校では、採択された教科用図書を4年間使用する予定で年間指導計画を組んでいるため、1年で教科書が変わることになると現場の混乱を招く恐れがある。3点目は、令和2年度の教科用図書の採択において、4年間を見通し検討を重ね、決定した経緯があるためである。

委 員

これまでに再申請や採択替えが行われたことがあるか確認したい。また、仮に採択替えを行うとすると、前回の教科書採択自体の意味が否定されかねないと考えますが、事務局はどう捉えているか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

過去に再申請や採択替えが行われたことはない。本市としては教科書採択において4年間を見通して検討しているため、今回再申請が出てきたものについては研究を進めたいうえで、次回の採択時に改めて検討したいと考えている。

委 員

仮に再申請や採択替えが行われた場合、「後出し」の教科用図書が増える懸念があるが、どう考えているか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

他市の状況を確認したところ、越谷市については再検討を考えているが、その他の市町村については、本市と同様、一度採択をしているため、今後研究を行い、次回の採択時に検討したいと考えている。

委 員

本市教育委員会としては、今回のような事案があったときは、基本的には採択替えは行わず、次回の教科書採択において公平に検討するという考えか確認したい。

副部長兼教育指導課長

そのとおりである。

委 員

本議案については、教科用図書の採択において4年間を見通して採択しているため、検討自体を行わないということか確認したい。

副部長兼教育指導課長

そのとおりである。

学校教育部長

改めて教科書採択の教科用図書に乗せるということは、もう一度、全てを検討することになる。現在4年間を見通して検討し採択したものと、今回新たなものとの二者択一はできないため、今回は教科書採択を行わずに進める意向である。

委 員

教科書採択の趣旨からすると、採択された1社との二者択一でも構わないように思うが、その点について伺いたい。

副部長兼教育指導課長

今回のケースにおいては、県の指針によると、二者択一ではなく全社を再度同じ条件で検討するということが示されている。

(全員異議なく原案どおり決定)

## 日程第2議案第20号 令和4年度使用川越市立特別支援学校用教科用図書を採択することについて

参事兼教育センター所長

川越市立特別支援学校用教科用図書の採択については、川越市立特別支援学校管理規則第6条第2項において、川越市立高等学校通則第9条の規定を準用することとなっている。この通則により、学校教育法附則第9条の規定に基づき、令和4年度の新1年生16名に係る教科用図書の選定について川越市立特別支援学校長から報告がなされたところである。同校では、「ひとりだちする生徒」を教育目標とし、社会で生きる力、生活する力をつけ、最大限の自己実現を図ることを目指し、教育課程を編成している。授業で使用するにあたり、生徒が興味を持てる質と量の教科用図書として、3冊を選定している。なお、これらはいずれも学校教育法附則第9条の教科用図書である。

委員

今回の3冊について、昨年と変更があるか伺いたい。

参事兼教育センター所長

採択については、昨年度と同様のものである。

委員

学校教科書調査研究委員会である程度調査を行い、その結果を受けて校長が選定しているのか伺いたい。

参事兼教育センター所長

学校教科書調査研究委員会は校長を含む5名で構成されており、そこで調査研究を行ったのち、校長が決定している。

委員

学校教科書調査研究委員会の会議録は作成しているのか伺いたい。

参事兼教育センター所長

同委員会において作成している。

委員

会議録の内容について確認しているのか伺いたい。

参事兼教育センター所長

会議録を提出してもらい、確認している。来年度に向けた意見などを伝達しながら、今後も進めていきたいと考える。

(全員異議なく原案どおり決定)

## 日程第3議案第21号 川越市公民館使用条例施行規則の一部を改正する規則を定めることについて

参事兼中央公民館長

国民の祝日に関する内閣府の見解を受け、規定の整備をしようとするものである。

市立公民館の休館日の規定に、国民の祝日が日曜日にあたる日を追加しようとするものである。施行日については、公布の日から施行しようとするものである。

委員

具体的に何が変わったのか伺いたい。

参事兼中央公民館長

日曜日と休日が重なった場合の取扱いについて、内閣府から、当該日は、休日ではなく日曜日であるという解釈が示された。現行の規則では、公民館においては日曜日は開館日となっているため、内閣府の解釈によると、開館することとなる。現状としては、日曜日と休日が重なった場合は休館しているため、その現状に則して改正するものである。

教育総務部長

公民館の実態を変えることなく、内閣府の解釈に合わせるための改正である。

(全員異議なく原案どおり決定)

## 10 報告事項

### (1) 令和元年度・2年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況について

参事兼教育総務課長

包括外部監査人による「包括外部監査の結果報告書」の結果について措置を講じたものは、地方自治法の規定により、教育委員会はその内容を監査委員に通知し、監査委員はこれを公表しなければならない、とされている。また、本市では「意見」に係る措置状況についても監査委員に報告している。

令和元年度の包括外部監査のテーマは「一般会計における補助金等に関する事務の執行について」であり、「意見」として、中央公民館に係るものが1項目該当したため、その措置状況について報告する。意見の内容としては、町内公民館講座開設補助金に係るものであり、これに対する措置状況は、「検討中」としている。

次に、令和2年度の包括外部監査のテーマは、「観光振興及び街づくりに関する施策に係る事務の執行について」であり、「意見」として、文化財保護課に係るものが2項目、博物館に係るものが16項目、合計18項目該当したため、その措置状況について報告する。意見等の内容については、博物館や川越まつり会館の運営に係るものが主なものであり、これに対する措置状況は、「措置を講じた」が9項目、「措置を講じない」が7項目、「検討中」としたものが2項目である。

措置状況を、「検討中」としたものについては、教育委員会から監査委員へ通知は行われませんが、「措置を講じた」または「措置を講じない」と決定した場合、教育委員会会議で報告したのち監査委員へ通知する。

委員

川越市町内公民館講座開設補助金に関して、人数の少ない講座等に対する補助金を減額することはあるのか伺いたい。

参事兼中央公民館長

新規講座を開設するものについては要望額通りの補助を行いたいと考えている。一昨年度までは予算額を上回る申請額があったため、一律案分という形を取っており、申請額の40パーセントの減額などで交付していた。今回の監査において、「弾力的に見直す体制を整える」という意見もあり、特に新規事業に力を入れている町内公民館に対しては優先的に要望額どおりの額を支給するが、その他の町内公民館については、残額を一律案分するという方針を考えている。

委員

今回の検討により新規講座が増える見込みがあるのか伺いたい。

参事兼中央公民館長

新規講座が増えることを期待している。

委員

日本遺産認定事業について、日本遺産には申請しないということか確認したい。

文化財保護課長

申請は行わない。

委員

川越市蔵造り資料館耐震化事業の進捗管理について、今後の事業方針について具体的に伺いたい。

参事兼博物館長

蔵造り資料館の老朽化の状況が明らかになった点を踏まえ、建物の解体修理に取り組んでいく。歴史的建造物として適切な解体を行い、もう一度それを適切に組み立てることによって、建物の健全化を図る。その結果、建物の耐震性能が向上する。鉄骨類を多量に使うことなく、極力少ない補強部材で耐震化を図ろうと考えている。

委員

入札業者の契約後の財務状況の分析については特に行わないということだが、業者の倒産などのリスクに対してどう対応するか伺いたい。

参事兼博物館長

入札の参加業者については、事前に契約課による調査・審査が行われた上で入札に参加しているため、その結果をもって確認するという考えである。

委員

随意契約の妥当性について、どのように適正に判断しているか伺いたい。

参事兼博物館長

今回の工事について、市の指定文化財である以上、「一般競争入札が妥当だったのか」という指摘や、難易度の高い工事になるのだから、「随意契約や指名競争入札が適正だったのではないか」という意見があった。それらを踏まえ随意契約を選択している。判断基準という部分は難しいところであるが、今回随意契約を結んだ

業者については蔵造り資料館の保存修理に何十年も携わっており、特殊性のある建物について経験も豊富で、本市に相応しい業者であると判断した。

委員

今回のような随意契約であることに納得のいかない業者がいた場合、納得させられるか伺いたい。

参事兼博物館長

文化財建造物については、やり直しがきかないものである。そのため、業者を選ぶ判断基準として、実績や経験値を重視すると随意契約となるのはやむを得ないと考えるため、その点を説明して納得していただく。

委員

共通入館券について、教育委員会だけでなく、他の施設を含めた一体的な入館券の検討について伺いたい。

参事兼博物館長

本丸御殿など入館者が増えている施設もあるため、それらと連携したいと考える。

委員

集客が見込める民間企業との連携は、行政として可能か伺いたい。

参事兼博物館長

観光という観点からは過去に連携を検討してきたが、共通入館券としての連携については、今後可能性を模索していきたいと考える。

委員

別の目的の利用者を引き込む策として、検討は必要と考える。民間の集客施設の利用者が博物館にも入館してくれるような仕組みを検討してもらいたいと考える。

委員

蔵造り資料館の耐震化工事は当初、奥側の蔵から開始するという予定だったかと思うが、現状は表側の店蔵のみの工事となるのか伺いたい。

参事兼博物館長

当初は奥側の蔵から開始する予定だったが、部材の著しい劣化がみとめられたため、表側の店蔵から耐震化工事を行うことに切り替わった。工事の効率を考えると奥側から進めた方がよいが、その場合、施設の顔となる店蔵の完成が10年以上先となってしまうため、まずは店蔵の耐震化工事から取り掛かり、そのあとに奥側の蔵に移っていく工程などを、現在検討しているところである。

委員

包括外部監査における人員構成について伺いたい。

参事兼教育総務課長

令和2年度の包括外部監査人については、公認会計士1名が受託している。基本的にはこの公認会計士がチームを編成し、補助的に人員を使いながら監査を進めて

いると聞いている。

## 1 1 その他

- (1) 会議録署名委員として、梶川教育長職務代理者、嶋野委員が指名された。
- (2) 次回教育委員会は、令和3年8月10日（火）午後2時開催に決定した。